

加須市低入札価格調査制度取扱要綱

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負の契約（以下「契約」という。）に係る競争入札等を執行するにあたり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合における落札者の決定等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする契約は、原則として、予定価格が1件500万円以上の契約を締結しようとする場合について適用する。

(調査基準価格)

第3条 市長又は市長から委任を受けた者（以下「基準価格決定者」という。）は、契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

(失格基準価格)

第4条 基準価格決定者は、契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の内容に適合した履行がされないと認める場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。ただし、失格基準価格を定めることが困難又は適当でないと判断した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による失格基準価格を定めた競争入札等の結果、失格基準価格未満の入札があった場合は、当該競争入札等をした者を失格とする。

(調査基準価格及び失格基準価格の周知)

第5条 調査基準価格及び失格基準価格を設定するときは、当該契約に係る入札公告、指名通知等に調査基準価格及び失格基準価格が設

定されていることを記載しなければならない。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第6条 入札等を執行する者は、競争入札等の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格未満の価格（第4条に規定する失格基準価格を定めた場合においては、調査基準価格未満の価格かつ失格基準価格以上の価格）であったときは、入札に参加した者に対して「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。また、その旨を契約担当課長に直ちに報告するものとする。

(調査の実施)

第7条 契約担当課長は、前条の規定による報告を受けた場合は、調査基準価格未満の入札をした者（第4条に規定する失格基準価格を定めた場合においては、調査基準価格未満の価格かつ失格基準価格以上の価格の入札をした者）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、別に定める調査基準に基づき工事主管課に調査させるものとする。

(調査結果の報告)

第8条 工事主管課は、前条の規定による調査結果を契約担当課長に直ちに報告するものとする。

(低入札価格審査委員会の審査)

第9条 契約担当課長は、前条の規定による調査結果の報告を受けた後、第12条に規定する低入札価格審査委員会の開催を求め、調査結果を報告し、審査を受けなければならない。

(落札者の決定)

第10条 基準価格決定者は、前条の規定による委員会の審査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者と決定するものとする。

る。

2 前項の規定により、最低価格入札者を落札者とし不在の場合において、予定価格の制限の範囲内の、最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格未満の価格であったときには、当該次順位価格につき第6条から前項までの規定を準用する。

（調査基準価格及び失格基準価格の公表）

第11条 調査基準価格及び失格基準価格は、落札者の決定後に公表するものとする。

（低入札価格審査委員会）

第12条 第9条に規定する審査を行うため、低入札価格審査委員会を設置する。

2 低入札価格審査委員会の組織、評決等については、加須市建設工事等請負業者審査選定委員会設置要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）第3条から第8条までの規定を準用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の加須市低入札価格調査制度取扱要綱（平成12年4月1日施行）、騎西町低入札価格調査基準取扱要綱（平成21年8月17日施行）又は大利根町建設工事低入札価格調査取扱要綱（平成19年11月1日施行）の規定によりなされた契約に

関する事務のうち、この要綱の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 7 月 13 日部長決裁）

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。